

別表

1 区分	2 補助基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				
スプリンクラー設備（広域型施設等）				
1,000㎡未満の場合（ <u>介護医療院は3,000㎡未満</u> ）	9,710円	対象施設ごと 1㎡あたり	10/10	<p>先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合（ <u>介護医療院は3,000㎡未満</u> ）	9,710円/㎡と2,440千円の合計額	対象施設ごと	10/10	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円	施設数	10/10	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円		10/10	
（広域型施設等）				
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）				
イ 有料老人ホーム				
ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、県知事が特に必要と認めた施設				
<u>エ 介護医療院（※1）</u>				
<u>※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。</u>				
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業				
（広域型施設等）				
・特別養護老人ホーム				
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）				
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・養護老人ホーム				
知事が認めた額				
施設数				
3/4				
高齢者施設等の水害対策強化事業				
（広域型施設等）				
・特別養護老人ホーム				
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）				
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・養護老人ホーム				
知事が認めた額				
施設数				
3/4				
高齢者施設等の給水設備整備事業				
（広域型施設等）				
・特別養護老人ホーム				
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）				
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・養護老人ホーム				
知事が認めた額				
施設数				
3/4				
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業				
（広域型施設等）				
・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない）				
・上記以外の老人短期入所施設				
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）				
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・養護老人ホーム				
・有料老人ホーム				
・通所介護事業所				
・老人福祉センター（A型・特A型・B型）				
・老人福祉施設付設作業所				
・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）				
・在宅複合型施設				
知事が認めた額				
施設数				
3/4				

※ 広域型施設等とは、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設（特別養護老人ホームに併設される場合を除く。）については定員30名以上、通所介護事業所については定員19名以上の施設のことをいう。